

農学部所蔵貴重資料の指定基準

(平成23年3月3日専攻長会議決定)

(趣旨)

第一条 この基準は、京都大学農学研究科所蔵資料のうち、刊行年が古く、学術的及び文化史的に価値が高く、かつ永く後世に継承する必要があると認められる資料を貴重資料として指定し、その保管・利用の手続きを定めるものである。

(指定基準)

第二条 貴重資料の指定基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 和書については、慶応(-1867年)以前に印刷又は書写されたもの
- (2) 漢籍については、清代(-1910年)以前に印刷又は書写されたもの
- (3) 洋書については、1800年以前に印刷又は書写されたもの
- (4) 前各号に定める年代以後に印刷又は書写されたもので、特に資料的価値が高いと認められるもの

(指定の手続き)

第三条 貴重資料の指定は、図書室所蔵分については図書室の推薦に基づき、研究室所蔵分については当該研究室教員の推薦に基づき、農学研究科図書委員会の審議を経た後、農学研究科長が行う。指定解除の際も同様に行う。

(保管)

第四条 図書室所蔵貴重資料の保管については、以下による。

- (1) 書庫の一部を保管場所に充てる。
- (2) 防火、防虫、防湿等に必要な措置を講じ、損傷することのないよう十分注意する。
- (3) 損傷した場合は、適切な補修措置を検討して実施する。

第五条 研究室所蔵貴重資料については、当該研究室の責任で保管する。

(貴重資料等の取扱)

第六条 図書室所蔵の貴重資料等の取扱については、別に利用細則を定めるものとする。

(弁償)

第七条 利用者は、貴重資料又は保管用品等に損害を与えた場合は、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この基準は、平成23年3月3日から施行する。